

越生町まちづくり応援隊提案型補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、町民の活動団体等(以下「町民団体」という。)と町が互いにパートナーとしての信頼関係を高めつつ、それぞれが持てる知恵と力を出し合い、町民と行政が一体となって協働のまちづくりを推進していくため、町民団体が、町が行う公募に応じて提案した事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付する。

2 前項の補助金の交付に関しては、越生町補助金等交付規則(昭和54年越生町規則第8号。以下「規則」という。)に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付を受けようとする町民団体の公募)

第2条 町長は、この要綱による補助金の交付を受けようとする町民団体を公募するものとする。

2 前項の公募は、町の広報紙、ホームページその他適切な方法により行うものとする。

3 公募に対する提案期間は別に定める。

(補助対象町民団体)

第3条 補助金の交付の対象となる町民団体は、次の各号のいずれにも該当する団体とする。ただし、町長が特に必要と認めるものはこの限りでない。

(1) 5人以上で、かつ、概ね町民で構成されている団体であること

(2) 代表者が町内在住であること

(3) 活動拠点又は連絡所が町内にあること

(4) 組織の運営に関する規則(定款、規約、会則等)を設けている団体であること

(5) 事業計画及び資金計画が明確に定められていること

(6) 営利を目的とするものでないこと

(7) 政治的活動又は宗教的活動を主たる目的とするものでないこと

(8) 暴力団等の団体でないこと。暴力団又はその構成員若しくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制の下にある団体でないこと

(補助対象事業)

第4条 補助の対象となる事業(以下「補助事業」という。)は、第1条の趣旨に適合し、かつ、次の各号のいずれにも該当するものとする。

(1) 町内で実施される事業で、施設の建設等を目的としないもの

(2) 広く町民の誰もが参加することができるもので、その活動が町民福祉の向上及び地域社会の発展等公益に寄与する事業

(3) 国、県、町又は町関連団体（町から補助金等の交付を受けている団体をいう。）から補助金、助成金等の交付を受けていない事業

(4) 初めて補助金交付の決定を受けた年度（町の会計年度をいう。以下同じ。）から3年度以上同じ内容で活動し、かつ、補助事業の完了後においても、当該補助事業を遂行した期間と同程度の期間継続して活動することが見込まれる事業。ただし、事業の性質上3年度未満の期間をもって完了するものであっても、町長が第1条の趣旨に適合すると認めるものはこの限りでない

（補助期間）

第5条 補助金を受けることができる期間（以下「補助期間」という。）は、3年度を限度とする。ただし、町長が当該町民団体の補助事業の内容が極めて公益性が高く、更に継続して補助事業を行うことが適当であると認める場合はこの限りでない。

（補助対象経費、補助金額等）

第6条 補助対象経費は、別表のとおりとする。

2 補助期間中の毎年度の補助金額は、年度ごとの補助対象経費で、50万円を限度とし、補助率は10分の10以内とする。

3 補助事業の実施に伴って収入があった場合には、補助対象経費から収入金額を差し引いた金額（以下「実経費」という。）が補助金額より少ないときは、実経費を前項の補助金額とする。

（交付申請）

第7条 補助金を受けようとする町民団体は、越生町まちづくり応援隊提案型補助金交付申請書（様式第1号）を町長に提出しなければならない。

2 補助期間が複数年度にわたる場合でも前項の申請は毎年度提出しなければならない。

（補助金交付の決定）

第8条 町長は、前条の申請があったときは、内容を審査し、補助金の交付を適当と認めるときは、越生町まちづくり応援隊提案型補助金交付決定通知書（様式第2号）を補助金を申請した町民団体に通知するものとする。

（補助事業の公表）

第9条 町長は、補助金交付の決定をした場合には、補助事業を実施する町民団体（以下「補助事業者」という。）の名称、代表者の氏名、補助事業の内容及び補助金交付決定額を町の広報紙及びホームページその他適切な方法により公表するものとする。

（補助金の概算払）

第10条 町長は、補助事業の円滑な遂行のため必要があると認める場合は、補助事業完了の前に補助事業者に補助金を概算払いすることができる。

(実績報告)

第11条 第8条による交付決定を受けた補助事業者は、速やかに越生町まちづくり応援隊提案型補助金事業実績報告書(様式第3号)を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の実績報告書の提出があった場合は、第9条の規定による方法に準じてその内容を公表するものとする。

(補助金の確定)

第12条 町長は、前条の報告を受けたときは、速やかに内容を審査し報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定内容及び条件に適合すると認めるときは、補助金を確定し、越生町まちづくり応援隊提案型補助金交付確定通知書(様式第4号)を補助事業者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第13条 前条の確定通知を受けた補助事業者は、越生町まちづくり応援隊提案型補助金請求書(様式第5号)を町長に提出しなければならない。

(補助金の返還)

第14条 町長は、補助事業者が、次の各号のいずれかに該当するときは、既に交付した補助金の全部又は、一部の返還を命ずることができる。

(1) 偽りその他不正の手段により補助金の交付を受けたとき。

(2) 前号のほか補助事業に関して補助金交付の決定内容及び条件に違反したとき又は、町長の処分に従わないとき。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年5月1日から施行する。

別表(第 6 条関係)

補助対象となる経費(事業に係る費用)

| 科 目 | 内 容 |
|--------------|------------------------------------|
| 報償費 | 講師への謝礼等 |
| 交通費 | 講師の交通費 運搬等のために支出した交通費等 |
| 消耗品費 | 1品につき1万円未満のものに限る |
| 図書購入費 | 必要とする書籍代等 |
| 食料費 | 講師の食事代及び茶菓子代に限る |
| 印刷製本費 | チラシ、定期的な活動報告書等 |
| 光熱水費 | 事業に支出したと認めることができるものに限る |
| 通信運搬費 | 郵便料、電話料等のうち、事業に支出したと認めることができるものに限る |
| 保険料 | 事業開催に係る保険料に限る |
| 委託料 | 交通整理、会場設置費等 |
| 使用料 | 施設使用料等 |
| 賃借料 | 物品等の借上料、地代等 |
| 原材料費 | 事業に使用するものに限る |
| その他これらに類する経費 | 町長が必要と認めるもの |

人件費及び備品費(翌年度以降に資産的価値が残る物品の購入費)は、補助対象経費としない。